

2026年7月7日

弊社受託営業所に対する行政処分等の公表

三重交通株式会社

弊社が管理の受託をしている楠営業所において、2025年12月1日に発生した横断歩行者を受傷させる事故を端緒に中部運輸局による監査が実施され、下記のとおり文書警告の交付を受けました。

今回の事故で被害にあわれた方に改めて深くお詫び申し上げますとともに、処分を厳粛に受け止め、全社を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

記

1 行政処分等を受けた日

2026年7月7日

2 対象営業所

楠営業所（名古屋市交通局受託）

3 違反内容

主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

4 処分の内容

文書警告

5 改善措置

今回の処分を厳粛に受け止め、社員教育の徹底とともに、管理体制の強化を図り、全社を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

以上